道路の種類	路	線	名		供	用	開	始	す	る	区	間		延 (メー	長 トル)	備	j	考
一般県道	小盾	島新岡	丁線	熊本同	市池	上町与					31番	1 地先	からまで		42.0	単	道词	改

2 供用開始する期日 平成16年7月2日

公 告

## 熊本県公告第500号

公示による送達

審查請求人 熊本市水前寺六丁目 27-9

原野 好子

上記の者に送達すべき平成16年1月5日付け審査請求に関する裁決書の謄本は、熊本市水前寺六丁目18番1号、熊本県健康福祉部生活保護・援護課内で保管されており、いつでも審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第42条第2項ただし書及び第3項の規定により公示する。

平成16年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県公告第501号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 15 年 12 月 16 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により小国町から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供 する。

平成 16 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スギボーの店「ゆめおぐに」

熊本県阿蘇郡小国町宮原 1864-1

2 市町村意見について

大規模小売店舗立地法の趣旨に沿った、周辺地域の生活環境保持という見地からの意 見の提出なし

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局振興調整室

平成 16 年 6 月 9 日から平成 16 年 7 月 8 日まで

熊本県公告第 502 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 16 年 6 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロードシティ

熊本県球磨郡錦町西字打越 715番1号 ほか

- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

変更前 藤田株式会社 代表取締役 藤田 勲亦更然 藤田株式会社 代表取締役 藤田 勲

変更後 藤田株式会社 代表取締役 藤田 勲

株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 中山耕吉

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 新規 株式会社ファーストリテイリング

山口県山口市大字佐山 7171 番地 1 代表取締役 玉塚元一株式会社ベスト電器

福岡県福岡市中央区那の津二丁目1番12号 代表取締役 北田葆光

- 3 変更の年月日
  - 平成 16 年 4 月 19 日
- 4 変更する理由